

旧常盤村管内の11組織（青森県藤崎町）

- 青森県藤崎町は、津軽平野のほぼ中央に位置し、平成17年に旧藤崎町と旧常盤村が合併し、現在の町となっている。
- 藤崎町の基幹産業は農業であり、水稻とにんにく等の野菜、りんご等の果樹を組み合わせた複合経営が主体である。中でも、本地区で栽培されるにんにくは、「ときわにんにく」として県内随一の品質を誇り、東京都中央卸市場や名古屋市中央卸市場で取引されている。
- 平成19年度に旧常盤村管内の11地区において、各地区単位で農地・水・環境保全向上対策（現多面的機能支払交付金）への取組を開始した。各活動組織の設立時から常盤村農業協同組合（以下「JA常盤村」という。）が事務を受託しており、平成20年7月にJA常盤村を含む6つの農業協同組合が合併し、津軽みらい農業協同組合（以下「JA津軽みらい」という。）となっている。

【地区概要】

- ・取組面積 933.3ha
(田 880.9ha、畑 52.4ha)
- ・資源量 水路23.02km、農道114.3km
- ・交付金 24.7百万円(R4)

【管内の活動組織】

常盤環境保全会、若松環境保全会、榊保全会、三ツ屋環境保全会、徳下地区環境を守る会、水木環境保全会、久井名館保全会、福館保全会、福左内クリーンクラブ、富柳保全会、福島環境保全協議会

活動開始前の状況や課題

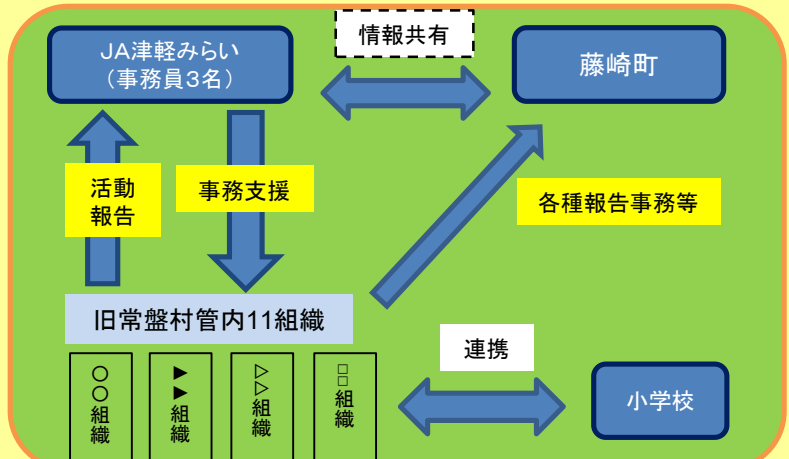
- 本地区では、農業者の高齢化や人口減少により地域の環境保全活動や、施設の維持管理が難しくなっていた。
- このため、平成19年度から始まる農地・水・環境保全向上対策（現多面的機能支払交付金）を活用することとしたが、高齢の構成員が多かったことから、事務処理を担う人材の確保に苦慮していた。



旧常盤村管内11組織の活動エリア

組織体制図や取組内容

- JA常盤村においては、農地・水・環境保全向上対策（以下「多面支払」という。）の事務を受託することを前提に管内11地区へ特別栽培米の作付けを推奨した。
- 多面支払の実施に当たり、JA常盤村の役職員の主導で、JA常盤村、行政及び11地区の代表者で構成される協議会を設立し、活動組織の規約、事業計画、交付金の使途、事務委託金額などJA管内の地区全体で同時に進化した。
- 多面支払の交付金を活用して地域資源の保全を行っていくことは、JAの実施する事業においても非常に効果があることから、JA常盤村では新たに営農支援の部署を設立し、活動組織の支援を行う方針となった。



連携の効果

- 管内の活動組織においては、JAに事務を委託し、農地維持及び共同活動に専念することができたことで、新たな活動に取り組み始めることができた活動組織や、また、小学生と連携した田植体験や生き物観察会も実施しており、事務を委託することで活動内容を充実させることができた。
- JAにおいては、多面支払の活動に合わせて特別栽培米の普及活動も効率的に行えたことから、作付面積の増加に伴い、出荷量の増加や生協等の出荷先との連携強化につながった。
- 各種活動の充実により非農家を含めた地域内での交流が増え、地域コミュニティの形成に役立っている。



きっかけ(H18)

管内の水田において、J A常盤村が特別栽培米の作付けを推奨していた。

Step1 (H18～)

事業説明会

- 各地区の代表者及びJ A常盤村の役職員を対象に、多面支払の制度について勉強会を実施。

Step2 (H18～)

事務委託についての検討会

- 各地区の代表者とJ A常盤村の役職員で事務委託内容、事務委託によるメリットについて話し合いを実施。

各地区からの主な意見

- 事務委託によるお互いのメリットは何か。
- 委託内容はどうするのか
- 委託金額はどうするのか

JA独自の取組

- J Aに営農支援の部署を新たに設け、多面支払における活動組織の支援を始め、各種施策に組織全体で対応できるようにした。

農業団体と連携するメリット

活動組織のメリット

- J Aに事務処理を一任することにより、活動に専念できる。
- 活動の運営体制が安定していることにより、教育機関との連携や取組の拡大など、新たな取組にチャレンジしやすい。
- 事務処理に係る負担が軽減されることにより、地域住民が活動に参加するハードルが低くなる（事務を担当することがなくなるため。）。
- 事務処理に精通しているJ Aに委託することにより、制度変更などの情報も早く入手できるようになる。

農業協同組合のメリット

- 活動の中でも負担の大きな事務処理を担うことで地域住民からの信頼度が増す。
- J Aが行う業務に対して地域住民の理解が得やすくなる。
- 町役場と関わる機会も増えることから、組織間の信頼関係の構築、情報共有も図られる。
- 活動組織との関わりが増えることにより、営農に関する現場の情報も入手しやすくなる。
- 受託費による収入が増えることのほか、特別栽培米の出荷量の増加や出荷先との連携強化につながった。

Step3 (H19.2)

協議会の設立

- J A常盤村、行政、11地区の代表者で構成される協議会を設立し、活動組織の規約、事業計画、交付金の使途、事務委託金額などについて協議した。



生き物観察会の様子



協議会の様子

今後の展望

- 農業者の減少、地域住民の高齢化、人口減少は今後進行し続けると予測して、活動組織の合併や、広域化を町役場の担当者とともに検討している。
- 農業を取り巻く環境や地域状況の変化を見ながら少しずつ新たな取組を導入していきたい。

Step5 (H22.4)

取組の拡大

- 管内では、新たに生態系保全活動に取り組み始め、水路への魚道設置や小学生と連携した生き物観察会を実施している活動組織もあり、多面支払の活動を通じた地域の活性化が図られている。

Step4 (H19.3)

各組織の設立総会

- 規則、内規、事業計画の決定
- 活動組織役員の決定
- 交付金の使途の決定
- 対象農用地の決定
- 参加同意の最終決定